

再就職援助計画

雇用対策法

雇用保険適用事業所番号

1234-XXXXXX-5

雇用対策法（昭和41年法律132号）第24条第3項又は第25条第1項の規定に基づき、下記により、再就職援助計画の認定を申請します。

平成26年12月25日

事業主

住所 東京都千代田区霞が関〇-〇
△△販売会社

氏名 厚労 太郎

事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
氏名については、氏名押印又は自筆による署名で記入
すること。

飯田橋 公共職業安定所長 殿

記

1 申請事業主の現状	(1)事業所数 50 カ所	(2)常時雇用する労働者数 15,000人
2 再就職援助計画を作成する事業所の現状	(1)名称 △△販売会社	(4)事業の種類 小売業
	(2)所在地 東京都千代田区霞が関〇-〇	(5)再就職援助担当者 役職 総務部長 氏名 安定 次郎
	(3)連絡先 03-XXXXXX-XXXX	(6)常時雇用する労働者数 350人
3 再就職援助計画作成に至る経緯	これまで経常利益を確保してきたところであるが、今後は業界の競争が激化し、事業環境に厳しさが増すことが予想される。このため、会社全体として持続的な収益を確保するため、新たな戦略を持った新事業を展開するとともに、今後業績改善の見込みが低いと考えられる店舗の統合又は縮小を行う。	
4 計画対象労働者等	(1)計画の対象となる労働者（離職を余儀なくされる者） 35(1)人 (2)計画期間 27年3月1日～27年5月15日	
5 再就職援助のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの登録と支援依頼 ・公益財団法人 産業雇用安定センターへの登録 ・再就職支援会社による再就職支援サービスの提供 ・求職活動のための休暇の付与 ・求人情報の提供 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <input checked="" type="checkbox"/> 労働移動支援助成金受給を希望 </div>	
6 労働組合等の意見	本再就職援助計画に同意します。 労働者代表者氏名 労働 花子	
備考		公共職業安定所受理印

- 注意 1. 3欄については、事業規模の縮小等に関する資料（別紙1）を添付すること。
 2. 4(1)欄については、計画の対象となる労働者の氏名、生年月日、年齢、雇用保険被保険者番号、離職予定日、再就職援助希望の有無及び雇用形態を含む事項を記載した計画対象労働者に関する一覧（別紙2）を添付すること。
 3. 6欄については、労働組合等の同意の有無を明らかにすること。

※ 処理欄	認定番号	第 号	決裁欄				
			所長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	担当
	認定年月日	年 月 日					

〔記入上の注意〕

- (1) 1の(1)の欄には、申請の日における「再就職援助計画を作成する事業所」を含む申請事業主の全ての事業所数を記入してください。
- (2) 1 (2)の欄には、(1)の全ての事業所で申請の日において常時雇用する労働者(臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試みの使用期間中の者等を除く者とし、これらの者であっても申請事業主に継続して6か月以上雇用されている者又は継続して6か月以上雇用されることが予定されている者は含むものとする。なお、1週の所定労働時間が20時間未満の労働者は含まれない。2 (6)の欄において同じ。)の数を記入してください。
- (3) 3欄については、工場や事業所の閉鎖、生産量縮小の計画等事業規模の縮小等の内容及びその理由について記載するとともに、別紙1「事業規模の縮小等に関する資料」を添付してください。
- (4) 4 (1)の欄については、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる者の合計数を記載するとともに、内数で障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号の障害者)の数を括弧書きで記載してください。また、別紙2「計画対象労働者に関する一覧」を添付してください。
- (5) 5欄には、実施を予定している再就職援助のための具体的な措置を以下の例のように記載してください。また、事業主が再就職援助計画の対象となる者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者でない者、当該事業主に一般被保険者として継続して雇用された期間が1年未満である者及び当該事業主の事業所へ復帰の見込みがある者を除く。)の再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託する等の要件を満たした場合に支給される雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第102条の4に規定する労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)の受給を希望する場合には、□の中をチェックしてください。
- (例)
- 1 取引先企業や関連企業への再就職あっせん
 - 2 取引先企業、公共職業安定所、公益財団法人産業雇用安定センター等の求人情報の提供
 - 3 求職活動や教育訓練受講のための有給休暇の付与
 - 4 教育訓練受講のための費用負担
 - 5 再就職相談室の設置
 - 6 再就職に係る支援の職業紹介事業者への委託
- (6) 6欄の労働者代表者氏名は、自署によるものとしてください。
- (7) 本計画の認定後、計画対象労働者のうち45歳以上65歳未満の者(雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。)について、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。)第17条第1項に規定する求職活動支援書を作成し、その内容を記載した書面を当該支援書に係る労働者に交付した場合については、雇用保険法施行規則第102条の5第2項第2号に規定する求職活動支援基本計画書の提出をしたものとして取扱うことができます。
この場合には、あらかじめ、備考欄に、次の事項を記載してください。
- ① 高年齢離職予定者(定年又は継続雇用の終了により離職が予定されている者を含む45歳以上65歳未満の者)の数
 - ② 本計画の再就職援助担当者と高齢法第17条第2項の規定に基づき選任した再就職援助担当者が異なる場合は、後者の役職及び氏名

事業規模の縮小等に関する資料

1. 事業規模の縮小等を行う理由

これまでには、経常利益を確保してきたところであるが、今後更なる業界の競争が激化することが見込まれ、事業の環境に厳しさが増すことが予想される。このため、会社全体として持続的な収益を確保するため、次の成長に向けて戦略的な投資を行い、付加価値を持った商品をインターネットを通じて販売する新事業を展開するとともに、今後業績改善の見込みが低いと考えられる店舗の統合又は縮小を行う。

2. 事業規模の縮小等を行おうとする期間

平成 27年 3月 1日(開始予定期) ~ 平成 27年 5月 15日(完了予定期)

3. 事業規模の縮小等の内容

- 統合又は縮小の対象となる店舗は、過去の店舗収益、立地や周辺市場環境から今後の業績改善の可能性が低いと考えられること等の総合的な観点から検討し決定した。
- 店舗の統合又は縮小により、離職する社員には再就職支援を行う。

(注意)

- 1については、事業規模の縮小等を行うに至った背景(事業所の事業を取り巻く国内外の競争の激化、需要構造の変化、為替相場の変動、国内経済の状況等の事情及びこれに伴う生産量、売上高等の現状)を含め具体的な理由を記述してください。
- 3については、事業規模の縮小については、縮小する部門等の名称、事業内容及び設備の廃棄、譲渡等の事業規模の縮小の内容、事業活動の縮小については、縮小する部門等の名称、事業内容及び事業の休止の内容、事業の転換については、縮小する部門等の名称、事業の内容及び新たに開始又は拡充しようとする事業の内容、事業の廃止については、廃止する事業内容を具体的に記述してください。